

インフォメーション



最低賃金

■群馬県の特定最低賃金について

群馬労働局

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成28年10月6日に改正発効しています。また、特定（産業別）最低賃金（4業種）は、同年12月24日に改正発効しました。

群馬県最低賃金一覧表
（1時間当たり）

群馬県最低賃金 （地域別最低賃金）		759円
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	857円
	一般機械器具製造業	846円
	電気機械器具製造業	845円
	輸送用機械器具製造業	846円

※詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問合せ下さい。



雇用保険の適用 拡大等について

■平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険適用対象に

厚生労働省

平成29年1月1日より、これまで適用除外であった65歳以上の労働者も、雇用保険の加入対象となります。左記のとおり、雇用保険の加入要件に該当する労働者がいる場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。
なお、保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

○平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
○平成28年12月31日までに65歳以上の労働者を新たに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の加入要件

1週間の所定労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用見込みがあること。



育休復帰支援 モデルプラン

■中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業のご案内

厚生労働省

厚生労働省では、「中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業」を開始し、育休取得・復帰環境整備のノウハウを有する『育児プランナー』の無料支援を実施しています。また、プランを策定された中小企業においては「中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース」の活用チャンスもあります。

申込先 株式会社パソナ

育児・介護支援

プロジェクト事務局

☎03-5554211740

※詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

金融相談所スケジュール

◆商工中金前橋支店

・午前10時～午後3時

◆太田商工会議所

1月11日、18日、25日
2月1日、8日
・午後1時～午後2時

編集 後記

◆新年明けましておめでとうござい
ます。旧年中は格別のご厚情を賜り、
厚く御礼申し上げます。本年もより
一層のご支援を賜りますよう、心よ
りお願い申し上げますとともに、皆
様にとってより良い一年となります
よう、切にご祈念申し上げます。

◆昨年は、天変地異や政治・経済等
において、国内外ともに大きな出来
事が数多く起きたように感じます。
その一つとして、次期米大統領のト
ランプ氏就任を挙げる人も多いので
はないでしょうか。期待や不安、多
くの声が聞こえています。ご案内の
通り、本会の新春講演会では、日米
関係の展望について、どのような話
が聞けるのか非常に気になります。

◆業界リーダーからいただいた年頭
所感を読みますと、世の中の大きな
動きにより、様々な課題に直面して
いると感じます。しかしそれ以上に、
流れにのまれず前進していく力強さ
が伝わります。

◆今回表紙で紹介した株式会社水島
鉄工所は、マンホール製造を柱に据
え、100年という長きにわたって
前進を続けています。多角化を進め、
大きく成長していく企業も素晴らしい
ですが、時代の流れにのまれず、
一つのことに注力し、継続していく
企業も魅力的に感じます。